

多気町公告第36号

花と動物ふれあい広場再整備実施設計業務委託にかかる公募型プロポーザル方式への参加者を下記のとおり募集する。

令和4年4月28日

多気町長 久保 行男

1 目的

本町が有する「花と動物ふれあい広場」は五桂池ふるさと村に隣接し、町民にも親しまれている施設である。一方で、施設の老朽化や動線等の課題を有しており、今後課題解決に向けた改修が望まれる。今後の改修に向けては、令和2年度に策定した五桂池ふるさと村グランドビジョンにおいて、花と動物のふれあい広場のコンセプトや方向性について検討した。また、当該グランドビジョンを基に、施設運営管理者など関係者へのヒアリングを行った上で、令和3年度に花と動物のふれあい広場に関する将来構想を策定したところである。本業務委託は、当該将来構想に基づき、花と動物のふれあい広場の再整備にあたり実施設計を実施するものである。ついては、本事業を実施するにあたり、当該業務を委託する事業者を選定するため企画提案プロポーザルを以下により実施する。

2 業務概要

- (1)業務名 令和4年度花と動物ふれあい広場再整備実施設計業務委託
(以下「本業務」という。)
 - (2)業務内容 令和4年度花と動物ふれあい広場再整備実施設計業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
 - (3)履行期間 契約の日から令和5年3月24日まで
 - (4)契約上限額 18,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- ※この金額は契約金額の限度を示すものであり、本町がこの金額で契約することを約束するものではない。

3 委託業者選定方式

募集方法はプロポーザル方式による公募とし、企画提案プロポーザルで選定した事業者を契約予定者とする。

4 応募要件

応募事業者は次の要件を満たしていることとする。

(1)参加に必要な要件

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定で示すものに該当する者でないこと。

- ②多気町入札参加資格者名簿の「建築一般」に登録があり、本店または支店が三重県内にあること。
- ③本町から指名停止又は指名除外の措置を受けていない者。
- ④手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(2)履行にあたり必要な要件

- ①過去5年以内に公共団体等が発注する動物園のほか、図書館や博物館等それに類する施設及び、公園・ランドスケープデザイン等、公共空間の設計業務実績があること。(直接、再委託は問わない)
- ②建築担当技術者は一級建築士の資格を有するものとする。
- ③共同企業体での参加を認める。なお、共同企業体の構成員は、参加書類提出時点において多気町競争入札資格者名簿の「建築一般」に登録があること。
- ④提案数は、応募者1者につき1件とする。

5 審査方法・評価基準

(1)審査方法

審査方法は以下のとおりとする。

①一次審査(書類審査)

提出された企画提案書に基づき審査し、高い点数を得た提案者を二次審査で選考する。ただし、企画提案書提出者数が少数の場合は、一次審査を省略し、二次審査を行うものとする。

②二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

一次審査により選考された提案者によるプレゼンテーション、ヒアリングについて審査員が評価基準に沿って審査し決定する。審査は別途設置する審査委員会が行い、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う評価方式により行う。

※なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書類審査のみ、または電話やWEB会議等でのプレゼンテーションとする場合もある。

(2)審査項目・評価基準

①業務実績

②業務実施体制

③企画提案内容

- a) 企画性:本業務の目的に合致した提案となっているか。(課題の認識が的確であり、対応方法が具体的で有効か、など)
- b) 効果性:本業務における設計が具体的で効果的なものとなっているか。(動物の飼育環境の向上、来園者の快適性や安全性への配慮がされているか、など)

- c) 実現性:提案された内容は、現実的で実現可能なものとなっているか。(コスト削減のための創意工夫、適切な工程となっているか、など)

<審査項目・評価基準表>

審査項目	全体に占める割合	評価基準
業務実績	10/100	別紙1参照
業務実施体制	5/100	別紙1参照
(2)審査項目・評価基準に記載された項目に関する提案	80/100	別紙1参照
見積金額	5/100	別紙1参照

④見積金額

(3)二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

令和4年6月中旬(予定)

※開催場所や時間は企画提案書提出者に別途通知する。

※1事業者40分以内(説明約20分, 質疑約20分 ※応募事業者数により変更あり)。

(4)契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。

(5)審査結果

審査結果は、令和4年6下旬に文書で発送する。

なお、当該契約予定者が辞退した場合は、次点の事業者を契約予定者として選定する。

(6)その他

①審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

②審査結果は参加した全ての事業者に採択、不採択のみ文書で通知する。

③提案事業者が1事業者のみの場合であっても、選考委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

6 質問及び回答

(1)受付期間 令和4年5月12日(木) 午後5時まで

(2)受付方法 質問書【様式3】を農林商工課まで提出。

※郵送、FAX(0598-38-1140)も可。なお郵送、FAXの場合は、多気町役場農林商工課(電話0598-38-1117)へ到着の確認を行うこと。

(3)回答方法 質問受付日から概ね3日以内に町HPIにて回答する。

7 参加申込書の提出期限

(1)提出書類 企画提案プロポーザル参加申込書【様式4】

- (2)提出期限 令和4年5月19日(木)午後5時まで(必着)
- (3)提出部数 1部
- (4)提出方法 郵送とする。(必ず書留郵便とすること。)
- (5)その他 新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送手続きが困難であるときは、メール・FAXでの送付も受け付ける。また、社印等の押印が困難であるときは、参加希望企業と作成担当者の雇用関係が分かる資料(社員証又は健康保険被保険者証当の写し)を添付することにより、押印は不要とする。

8 企画提案書の提出及び期限等

(1)提出書類

①企画提案書提出届【様式1】

②業務実績【様式任意:A4版2ページ以内】

過去5年以内に公共団体等が発注する動物園のほか、図書館や博物館等それに類する施設及び、公園・ランドスケープデザイン等、公共空間の設計業務実績(実施年度、事業名、事業内容、契約相手先)。また、関連する受賞実績がある場合は記載すること。

③業務実施体制 【様式任意:A4版1ページ以内】

実施体制及び配置可能な技術者の氏名、所属、経歴、資格を明記すること。その他、円滑に実施するための体制について、特記すべき事項があれば記載すること。

④企画提案書【様式任意】

企画提案書には以下の項目を記載(ア～オの順)し、全体をA3版、片面印刷6ページ以内で作成すること。

- ア) 理想的な花と動物ふれあい広場の配置計画
- イ) 人の動線計画、安全への配慮
- ウ) 施設及び外構デザイン
- エ) 業務実施計画および工程
- オ) 提案した設計の概算工事費(工種ごと)

⑥見積書【様式2】

積算が詳細に分かる内訳書を添付すること。

- (2)提出期限 令和4年6月9日(木)午後5時(必着)
- (3)提出部数 8部
- (4)提出方法 郵送もしくは持参(土日及び時間外は受け付けない。)とする。ただし、郵送の場合は書留郵便とする。

9 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1)提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合。

- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合。

10 留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案資料については、返還しない。
- (3) 提出された提案資料については、多気町情報公開条例(平成18年多気町条例第9号)に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので当該部分を明記すること。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等は、多気町個人情報保護条例(平成18年多気町条例第10号)を遵守すること。
- (5) その他必要な事項は、多気町会計規則の規定によるものとする。
- (6) 成果物の著作権の全部(著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む)は、多気町に帰属するものとする。

11 スケジュール

質問受付期間	令和4年5月12日(木)午後5時
参加申込書提出期限	令和4年5月19日(木)午後5時
企画提案書提出期限	令和4年6月 9日(木)午後5時
一次審査(書類審査)	令和4年6月中旬頃
二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和4年6月中旬頃
審査結果通知文書発送	令和4年6月下旬頃

12 連絡及び提出先

〒519-2181

三重県多気郡多気町相可1600番地 多気町役場 農林商工課

担当 : 青木、中野

電話番号: 0598-38-1117 FAX: 0598-38-1140

E-mail: norin@town.mie-taki.lg.jp

開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分

(別紙1)

花と動物ふれあい広場再整備実施設計業務委託に係る業者選考評価基準及び配点

審査項目	審査事項	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
業務実績	過去5年以内に公共団体等が発注する動物園のほか、図書館や博物館等それに類する施設及び、公園・ランドスケープデザイン等の業務実績を有しているか。	10点	極めて 十分	十分	普通	やや 不十分	不十分
業務実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っているか。(実績のある技術者及び必要な人員が十分確保されているか、等)	5点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
(2)審査項目・評価基準に記載された項目に関する提案	a)企画性:本業務の目的に合致した提案となっているか。(課題の認識が的確であり、対応方法が具体的に有効か、など)	25点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
	b)効果性:本業務における設計が具体的で効果的なものとなっているか。(動物の飼育環境の向上、来園者の快適性や安全性への配慮がされているか、など)	30点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
	c)実現性:提案された内容は、現実的で実現可能なものとなっているか。(工程は適切か、コスト削減の創意工夫はなされているか、など)	25点	極めて 妥当	妥当	普通	やや 不十分	不十分
見積金額	右の通り	5点	見積金額満点(5点)×提案された最低額/提案額 (小数点以下は切り捨て)				
合計(100点満点)			_____点				

【様式1】

企画提案書提出届

多気町長 あて

令和4年度花と動物ふれあい広場再整備実施設計業務委託について、別紙のとおり企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

氏名		所属・ 役職等	
住所			
電話		FAX	E-mail

【様式2】

見 積 書 (委託業務関係用)	
見 積 価 格	¥
施行(履行)場所	多気郡 多気町 五桂 地内
委 託 (業 務) 名	令和4年度花と動物ふれあい広場再整備実施設計業務委託
<p>上記金額で多気町会計規則(平成 18 年多気町規則第 38 号)及び指示のあった条件 によって請負したく見積します。</p> <p>なお、上記金額に 100 分の 110 を乗じた額(1 円未満の端数は切り捨てる。)が契約希 望金額です。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">見積者 所在地</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名 印</p> <p>多気町長 あて</p>	

【様式3】

質 問 書

令和 年 月 日

多気町長 あて

所在地

商号又は名称

担当者氏名

印

電話

FAX

E-mail

令和4年度花と動物ふれあい広場再整備実施設計業務委託に係るプロポーザルについて、
下記のとおり質問します。

記

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

注 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

送付先: 多気町役場農林商工課 FAX 0598-38-1140

(電話 0598-38-1117)

【様式4】

令和4年度花と動物ふれあい広場再整備実施設計業務委託
企画提案プロポーザル参加申込書

令和4年 月 日

多気町長 あて

私は、下記の案件に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書及び後に提出する企画提案書等の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

住所(所在地):

申込者 商号又は名称:

代表者職氏名: 印

電話番号: FAX 番号 :

記

1. 案件名称 令和4年度花と動物ふれあい広場再整備実施設計業務委託

2. 誓約事項

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定で示すものに該当する者でないこと。
- ②多気町入札参加資格者名簿の「建築一般」に登録があり、本店または支店が三重県内にあること。
- ③多気町の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者。
- ④手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立
がなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しく
は再生手続開始の申立
がなされている場合にあっては、一般競争(指名競争)入札参加資格の再
審査に係る認定を受けていること。

3. 申込書の記載事項に関する問い合わせ先

名 称 :

担当者名:

電話番号: FAX 番号:

E-mail :

※申込書に記載の個人情報に関しては、落札資格確認のために利用する以外に使用しません。

※本書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当課あてに連絡してください。